

各高齢者サービス事業者 代表者 様
(介護保険法による医療みなし指定事業者を含む)

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
介護サービス指導室長
(公印省略)

和歌山県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分) 補助金交付申請期限の延長に
ついて(感染症対策支援事業等)

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

標記補助金の申請については、令和 2 年 7 月 28 日付け長第 07280002 号通知及び同年 11 月 10 日付け
長第 11010001 号通知により、各高齢者サービス事業者あてにご案内しているところですが、各事業所・施設等に更
にご活用いただくため、**申請期限を令和 3 年 3 月 5 日(金)まで延長することといたします。**

**標記補助金は、令和 2 年 4 月 1 日以降に感染症対策等の取組を行った事業所・施設等について、幅広く補助
対象となります。**

未申請の事業者におかれましては、積極的に標記補助金をご活用いただき、下記の「和歌山県新型コロナウイルス
感染症緊急包括支援事業(介護分) 補助金等交付要綱」(以下「交付要綱」という。)、**「新型コロナウイルス感染
症緊急包括支援事業(介護分) 申請要領」**(以下「申請要領」という。)及び**「新型コロナウイルス感染症緊急
包括支援事業(介護分) 申請書記載マニュアル」**(以下「申請書記載マニュアル」という。)をご確認の上、期限内
に漏れなく交付申請書等関係書類を提出いただきますよう、お願いします。

また、**標記補助金は、補助上限額の範囲内であれば複数回の申請が可能ですので、既に申請している事業
所・施設等(既申請額が補助上限額に達していないものに限る。)**におかれても、追加の対象経費があれば、
申請いただきますようお願いいたします。

なお、**本通知は、法人に対して 1 通のみ送付していますので、必ず傘下の事業所・施設等あて通知いただきます
ようお願いいたします**(補助金の交付申請は、法人が各事業所等分について行う必要があります。)

記

申請期限 令和 3 年 3 月 5 日(金)まで延長 ※必着

- 未申請の事業者におかれては、積極的にご活用ください。
- 補助上限額の範囲内であれば複数回の申請が可能です。
- 既に申請している事業所・施設等(既申請額が補助上限額に達していないものに限る。)
におかれても、追加の対象経費があれば、申請が可能です。

I 支援策の概要

1 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 ※詳細は申請要領参照

【補助対象者】

令和 2 年 4 月 1 日以降、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が発
生したすべての介護サービス事業所・施設等

【補助対象経費】

かかり増し経費(具体例は、別表の「(1)①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」中、
「対象経費」a~o 及び別添「感染症対策支援・環境整備支援事業 対象経費の例」を参照)

【補助上限額】

別表の「(1)①感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業」中、事業所・施設等の種別ごとに記載されている基準単価の額（短期入所系サービス事業所、入所施設、居住系サービス事業所にあつては、基準単価に施設の定員数を乗じて得た額）

【補助金の額】

補助上限額（既に申請したことがある事業所・施設等にあつては、補助上限額から既申請額を控除して得た額）と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額（1,000円未満切り捨て）

2 在宅サービス事業所による利用者への再開支援の助成事業 ※詳細は申請要領参照

【補助対象者】

令和2年4月1日以降、サービス利用休止中の利用者への利用再開支援（内容は申請要領を参照）を行った在宅サービス事業所（訪問系、通所系、短期入所系又は多機能型サービス事業所）

【補助金の額】

利用再開支援を行った利用者1人当たり1,500円～6,000円（別表の「(2)①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業」中、事業所ごと、支援内容ごとに記載されている額）

3 在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 ※詳細は申請要領参照

【補助対象者】

令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所（訪問系、通所系、短期入所系又は多機能型サービス事業所）

【補助対象経費】

「3つの密」を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する費用（具体例は、別表の「(2)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」中、「対象経費」a～f及び別添「感染症対策支援・環境整備支援事業 対象経費の例」を参照）

【補助上限額】

別表の「(2)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業」中、事業所の種別ごとに記載されている基準単価の額

【補助金の額】

補助上限額（既に申請したことがある事業所・施設にあつては、補助上限額から既申請額を控除して得た額）と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額（1,000円未満切り捨て）

II 補助事業期間

令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

- ・ 事業の性格上、早期に執行が求められるものですので、なるべく早期に完了するようお願いします。
- ・ 期間最終日までに事業を実施の上、経費の支払先への支払及び物品の納入等まで完了してください。

III 申請手続き

交付申請は、原則、法人が和歌山県内の各事業所・施設等分を取りまとめ、法人単位で申請してください。

1 申請の際の留意点

本事業については、原則精算払い（事業の完了後に補助金を交付すること）としますので、事業の完了後（支払が完了後）に申請してください。

※概算払い（事業の完了前に補助金を交付すること）を希望する場合は、別途和歌山県介護サービス指導室までご相談ください。

2 申請先、申請方法及び提出書類

① 申請先

本事業については、事業所・施設等の種別等により、以下のとおり申請先が異なります。また、申請時期により、各事業所・施設等においてご確認の上、適切に申請いただきますようお願いいたします。

区分	種別	申請先
A	○介護サービス事業所・施設 (債権譲渡を行っていないもの)	1 令和3年2月28日(消印有効)までに申請書を提出する場合→①、②双方に提出 ① 和歌山県国民健康保険団体連合会(国保連) 原則、電子請求受付システムによるインターネット申請 ※インターネット申請ができない場合、国保連に郵送で必要書類(CD-R又は書面)を送付 ※ CD-R又は紙による介護報酬請求を行っている事業所・施設についても、「ID、仮パスワード」を国保連が発行することにより、インターネット申請が可能ですので、積極的にご活用ください。 詳細は、国保連(下記掲載)までお問い合わせください。 ② 和歌山県長寿社会課へ郵送(書面) 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 2 令和3年3月1日以降に申請書を提出する場合→和歌山県長寿社会課へ郵送(書面) 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1 ※1 令和3年3月1日以降に申請書を提出する場合は、国保連を通じた補助金交付ではなく、県から直接交付する形となりますので、申請に必要な書類は下記Bと同様となります。提出書類については、申請要領等をご確認ください。 ※2 補助金の支払いは4月以降になる場合があります。
	○養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅(特定施設の指定を受けているもの)	
B	○介護サービス事業所・施設 (債権譲渡を行っているもの)	和歌山県長寿社会課へ郵送(書面) 〒640-8585 和歌山市小松原通1-1
	○養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者住宅(特定施設の指定を受けていないもの)	

※ 1 法人で区分A、Bの事業所・施設等の分を併せて申請する場合は、すべて区分Bの方法で申請してください。

② 申請方法及び提出書類

申請要領及び申請書記載マニュアルをご確認ください。

なお、提出書類については、申請要領及び申請書記載マニュアルに記載している書類の他に、申請内容に応じて、別途必要書類(補助対象経費に関する理由書等)を求める場合があることにご留意ください。

3 提出期限

令和3年3月5日(金)まで ※必着 (ただし、当該期間内に事業が完了せず、かつ、令和3年3月31日までに完了する見込みである事業に関しては、個別に相談に応じますので、和歌山県介護サービス指導室まで早めにご連絡ください。)

申請期限直前には申請が集中し、審査の状況によっては補助金の交付が遅れる場合がありますので、できる限りお早めに申請してください。

4 国保連電子請求システムによるインターネット申請について

国保連電子請求システムによるインターネット申請を行う場合は、作成した交付申請書(Excelファイル)を下記ホームページにアクセスした上で、アップロードしてください。詳細は、申請書記載マニュアルをご覧ください。

<http://www.e-seikyuu.jp>

IV 留意事項

1 各事業ともに、各介護予防サービスも対象となります。介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱うこととなります。

2 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとしますが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取り扱うこととなります。

3 介護保険法による医療みなし指定事業所の指定を受けている場合又は障害福祉サービス事業所の指定と介護サービス事業所の指定を受けている場合にあつては、介護事業所としての業務に必要な経費が発生している場合に、本事業の対象となります。医療機関や薬局としての業務又は障害福祉サービスとしての業務に必要な経費が発生している場合は、以下までお問い合わせください。

なお、同一の対象に対し介護・医療・障害等の補助金を重複活用して支払うことは禁止されていますので、ご注意ください。

・ 医療機関等における感染拡大防止等支援事業(和歌山県医務課) TEL 073-441-2955

・ 障害福祉サービスにおける感染対策徹底支援事業(和歌山県障害福祉課) TEL 073-441-2537

4 現在、各事業者から非常にたくさんの申請を頂いております。順次審査を行っているところですが、審査の状況によっては補助金の交付が遅れる場合がありますことについて、恐れ入りますが、予めご了承をお願いいたします。

V その他

1 県補助金等交付要綱、県申請要領、申請書記載マニュアル、各種様式等について

「きのくに介護 de ネット」に掲載していますので、ご活用ください。

URL : https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/kinkyuhoukatsusienjigyuu_001.htm

※ 随時更新しますので、最新のものをご確認ください。

2 厚生労働省 事業の概要、パンフレット、国実施要綱、Q&A集、広報動画等について

厚生労働省ホームページにて掲載されていますので、ご確認ください。

URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

(担当)

○感染症対策支援事業等に関すること

介護サービス指導室 TEL : 073-441-2527 (直通)

○電子請求受付システム「ID、仮パスワード」発行に関すること

和歌山県国民健康保険団体連合会 TEL : 073-427-4665

○電子請求受付システムに関すること

介護保険電子請求受付システムヘルプデスク

TEL : 0570-059-402

別表 基準単価

基準単価(単位:千円) (1事業所又は1人員当たり)		(1)① 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業		
助成対象		令和2年4月1日以降、感染症を対策を徹底した上で、介護サービス提供を行うために必要なかかり増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等(1~28) ※2)		
事業所・施設等の種別(※1)				
通所系	1 通常規模型	892	/事業所	
	2 通所介護事業所	1,137	/事業所	
	3 大規模型(I)	1,480	/事業所	
	4 大規模型(II)	384	/事業所	
	5 地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	375	/事業所	
	6 認知症対応型通所介護事業所	939	/事業所	
	7 通所リハビリテーション事業所	1,181	/事業所	
	8 大規模型(II)	1,885	/事業所	
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	44	/定員	
	10 訪問介護事業所	534	/事業所	
訪問系	11 訪問入浴介護事業所	564	/事業所	
	12 訪問看護事業所	518	/事業所	
	13 訪問リハビリテーション事業所	227	/事業所	
	14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	508	/事業所	
	15 夜間対応型訪問介護事業所	204	/事業所	
	16 居宅介護支援事業所	148	/事業所	
	17 福祉用具貸与事業所	148	/事業所	
	18 居宅療養管理指導事業所	33	/事業所	
	19 小規模多機能型居宅介護事業所	475	/事業所	
	20 看護小規模多機能型居宅介護事業所	638	/事業所	
入所施設・居住系	21 介護老人福祉施設	38	/定員	
	22 地域密着型介護老人福祉施設	40	/定員	
	23 介護老人保健施設	38	/定員	
	24 介護医療院	48	/定員	
	25 介護療養型医療施設	43	/定員	
	26 認知症対応型共同生活介護事業所	36	/定員	
	27 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)	37	/定員	
	28 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以下)	35	/定員	
	対象経費(※3)	a 衛生用品等の感染症対策に要する物品購入 b 外部専門家等による研修実施 c (研修受講等に要する)旅費・宿泊費、受講費用等 d 感染発生時対応・衛生用品補充等に柔軟に使える多機能型簡易居室の設置等 e 感染防止を徹底するための面会室の改修費 f 消毒・清掃費用 g 感染防止のための増員のため発生する追加的人件費 h 感染防止のための増員等、応援職員に係る職業紹介手数料 i 自動車の購入又はリース費用 j 自転車の購入又はリース費用 k タブレット等のICT機器の購入又はリース費用(通信費用は除く) l 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の、賃料・物品の使用料 m 普段と異なる場所でのサービスを実施する際の職員の交通費、利用者との送迎に係る費用 n 訪問介護員による同行指導への謝金(通所系サービス事業所が訪問サービスを実施する場合) o 医療機関や保健所等とのクラスター発生時等の情報共有のための通信運搬費		
		助成額	・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設当たり上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(2)①②の両方を助成することができる。	

- ※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また
- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
 - 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
 - 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。
- ※2 利用者又は職員に感染者が発生しているか否かは問わない
- ※3 かかり増し経費額として考えられるものを例示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

基準単価(単位:千円)・利用者又は事業所又は1単位当たりに		(2)①在宅サービス事業所による利用者への再開支援への助成事業	(2)②在宅サービス事業所における環境整備への助成事業
助成対象		令和2年4月1日以降、サービス利用中止中の利用者への利用再開支援を行った在宅サービス事業所(1~15、18~21)・居宅介護支援事業所(※2)	令和2年4月1日以降、感染症防止のための環境整備を行った在宅サービス事業所(1~21)
事業所・施設等の種別(※1)			
通所系	1 通常規模型	/利用者	200 /事業所
	2 通所介護事業所 大規模型(I)	/利用者	200 /事業所
	3 大規模型(II)	/利用者	200 /事業所
	4 地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)	/利用者	200 /事業所
	5 認知症対応型通所介護事業所	/利用者	200 /事業所
	6 通常規模型	/利用者	200 /事業所
	7 通所リハビリテーション事業所 大規模型(I)	/利用者	200 /事業所
	8 大規模型(II)	/利用者	200 /事業所
短期入所系	9 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	/利用者	200 /事業所
	10 訪問介護事業所	/利用者	200 /事業所
訪問系	11 訪問入浴介護事業所	/利用者	200 /事業所
	12 訪問看護事業所	/利用者	200 /事業所
	13 訪問リハビリテーション事業所	/利用者	200 /事業所
	14 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	/利用者	200 /事業所
	15 夜間対応型訪問介護事業所	/利用者	200 /事業所
	16 居宅介護支援事業所 電話による確認(※3)	1.5(看護師等(※4)が協力した場合:4.5)(※5)	200 /事業所
	17 訪問による確認(※3)	3(看護師等(※4)が協力した場合:6)(※5)	200 /事業所
多機能型	18 福祉用具貸与事業所	/利用者	200 /事業所
	19 居宅療養管理指導事業所	/利用者	200 /事業所
	20 小規模多機能型居宅介護事業所	/利用者	200 /事業所
	21 看護小規模多機能型居宅介護事業所	/利用者	200 /事業所
入所施設・居住系	22 介護老人福祉施設	-	-
	23 地域密着型介護老人福祉施設	-	-
	24 介護老人保健施設	-	-
	25 介護医療院	-	-
	26 介護療養型医療施設	-	-
	27 認知症対応型共同生活介護事業所	-	-
	28 介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅(定員20人以上)	-	-
	29 介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅(定員20人以下)	-	-
	29 介護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅(定員20人以下)	-	-
対象経費(※6)	-3つの面(「換気が悪い密閉空間」、多数が集まる密集場所」及び「付近で会話や発声をする密接場面」)を避けてサービス提供を行うために必要な環境整備に要する以下のようなものの購入費用等 a 長机 b 飛沫防止パネル c 換気設備 d (電気)自転車(リース費用含む) e タブレット等のICT機器(リース費用含む。)(通信費用は除く) f 感染防止のための内装改修費		
助成額	・事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・また、1事業所・施設につき上限額に達するまで助成することができる。 ・1事業所・施設に(1)①と(2)①・②両方を助成することができる。		

※1 事業所・施設等について、助成の申請時点で指定等を受けている者であり、また
 ・各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、1つの事業所・施設として取扱う。
 ・介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として取扱う。
 ・通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、助成の申請時点で判断すること。
 ※2 具体的には以下の事業所を指す。なお、実態にサービス提供がなされたか否かは問わない。
 ・在宅サービス事業所:在宅サービス利用中止中の利用者に対して、介護支援専門員と連携した上で、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認を行った上で、利用者の要望を踏まえたサービス提供のための調整等(感染対策に配慮した形態での実施に向けた準備等)を行った場合
 ・居宅介護支援事業所:在宅サービスの利用中止中の利用者に対して、健康状態・生活ぶりの確認、希望するサービスの確認(感染対策に係る要望を含む)、サービス事業所との連携(必要に応じケアプラン修正)を行った場合
 ※ 「在宅サービスの利用中止中の利用者」とは、当該事業所を利用して、当該在宅サービスを1回も利用していない利用者(居宅介護支援事業所においては、過去1ヶ月の間、在宅サービス事業所のサービスを1回も利用していない利用者)
 ※ 「確認を行った」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること
 ※ 「調整等を行った」とは、1回以上電話または訪問を行うとともに、記録を行っていること
 ※ 1利用者につき、16と17は併給不可である。
 ※4 看護師、居宅管理療養指導を行う者(医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士)
 ※5 「協力した」とは、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の依頼を受け、看護師等が訪問をした上で、所要の対応を行ったこと
 ※6 かかりつけ経費等として考えられるものを明示したものであるが、実際の助成に当たっては、実施主体である都道府県が、個々の事情を勘案し、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための経費等であり、通常の介護サービスの提供時では想定されないものと判断できるものであれば、幅広く対象とする。

感染症対策支援(別表(1)①)・環境整備支援事業(別表(2)②) 対象経費の例

※本表は、上記事業における代表的な対象経費の例を示したものであります。

表に記載されていないものであっても、各事業の趣旨に沿うものであれば、補助対象となります。

品目	感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 (感染症対策支援)	在宅サービス事業所における環境整備への助成事業 (環境整備支援)	備考欄
マスク	○	×	
フェイスシールド	○	×	
消毒用エタノール	○	×	
非接触型検温器	○	×	
サーマルカメラ	○	×	
ガウン	○	×	
エプロン	○	×	
使い捨て手袋	○	×	
飛沫防止パネル	○	○	
空気清浄機	○	○	
自動車	○ (使用用途による)	○ (使用用途による)	感染症対策等につながるものに限り対象 (使用例) 乗車人数を少なくして三密を防止するために通所サービス等に使用する送迎車の追加購入など ※同型種の単なる買い換えは、基本的に感染症対策とはなりません。
ICT機器(タブレット等)	○	○	(使用例) ・タブレット端末活用によるリモート面会 ・事業所・施設業務に係るテレワーク、リモート会議実施 ※通信費は対象外 ※ウイルスソフトなどICT機器導入に伴い必要となるソフトウェアは対象となるが、3年バック等令和2年度分を超える場合、対象経費となるのは令和2年度分のみ(月割で算定)
パソコン	○ (使用用途による)	○ (使用用途による)	感染症対策等につながるものに限り対象 (使用例) ・職員の在宅勤務のため ・使用台数を増やして、共有による接触機会を減らすため ※単なる機器の買い換えは対象外 ※通信費は対象外 ※ウイルスソフトなどパソコン導入に伴い必要となるソフトウェアは対象となるが、3年バック等令和2年度分を超える場合、対象経費となるのは令和2年度分のみ(月割で算定)

※両事業共に○の場合は、金額を按分して感染症対策支援・環境整備支援の両事業で申請が可能